

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 16 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 35 号

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和 44 年寒川町規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 5 第 5 号中「職員と同居している」を削り、「次に掲げる者」の次に「(イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第 2 条の 5 第 5 号の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。